

第1号様式

医療的ケアの必要なこどもの 保育所等の利用を希望する保護者のみなさまへ

医療的ケアの必要なこどもの保育所等の利用にあたっては、主治医から集団保育が可能であることが要件となっております。呉市の保育所等の利用を希望される際には、次の内容を確認いただき、こども施設課にご相談ください。

今後は詳細をお伺いしながら、利用調整を進めていくことになりますので、よろしくお願いいたします。

1 受け入れ基準

- (1) 集団生活への対応が可能であること
 - ・感染症による基礎疾患の悪化や合併症の発症等のリスクが低いこと
 - ・職員の見守りの中で、他の子どもとの集団生活が可能であること
(常にバイタルサインの確認が必要でないこと等)
 - ・集団生活を送ることが、医療的ケア児の健康への過度な負担とならないこと
- (2) 在宅で安定した生活をしていること
 - ・日常的に保護者が自宅で行っている医療的ケアの手技が確立し、保護者による安定した医療的ケアが行われていること
 - ・病状や健康状態が安定しており、症状の悪化が予見されないこと
- (3) 医師との協力関係が可能であること
 - ・保護者や主治医の同意のもと、病状や医療的ケアに関する情報を保護者と保育所等で十分に共有できること
 - ・必要に応じて、主治医等から医療的ケアの手技等の指導を受けられる等、保育所等と主治医・医療機関が連携できること
- (4) 保育所での受け入れ体制（看護師等の人員配置や施設環境等）が整えられていること

2 医療的ケアの内容（こどもや施設の状況により、対応できない場合もあります）

- (1) 経管栄養（経鼻・胃ろう・腸ろう）
- (2) 喀痰吸引（鼻腔内・口腔内・気管内）
- (3) 血糖測定
- (4) インスリン注射（皮下注射・ポンプ）
- (5) 導尿
- (6) 酸素療法（酸素マスク・酸素カニューレ）